

秋田市告示第84号

秋田市東部市民サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和7年3月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市東部市民サービスセンター
- 2 指定管理者 秋田市広面字釣瓶町13番地3
東部地域づくり協議会
会長 加 藤 長二郎
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで